宇都宮市水道管路劣化予測診断業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、宇都宮市上下水道局(以下「発注者」という。)が水道管路劣化予測診断業務 (以下「本業務」という。)を委託するにあたり、専門的な知見、ノウハウを持つ事業者を、 公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項 を定めるものである。

2 プロポーザルの内容

(1) 件名

宇都宮市水道管路劣化予測診断業務委託

(2) 業務目的・内容

これまでの本市における漏水調査は、前年度の漏水結果を踏まえ、配水区単位において調査エリアを選定し、戸別音聴調査、路面音聴調査を実施してきたところである。

より効率的、効果的な漏水調査を実施するため、本業務により、発注者が管理する水道管路データ及び過去の漏水・修繕データの提供を受け、受注者が収集構築した劣化要因となる環境ビッグデータと AI (機械学習)を用いて破損確率を算出し、漏水調査における調査範囲の選定及び維持管理を効率的に推進するため、管路の劣化レベルを予測・診断することを目的とする。なお、管路更新計画等の基礎資料として使用することも想定している。

※ ただし、戸別音聴調査、路面音聴調査については、本業務の範囲外である。 詳細な業務内容は、宇都宮市水道管路劣化予測診断業務委託仕様書(以下「仕様書」とい う。)のとおりとする。

(3) 選定方法

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式を採用し、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置して企画提案内容の評価を行い、契約候補者を選定する。

(4) 公募方法

宇都宮市役所本庁舎正面(北側)及び宇都宮市上下水道局舎入口の屋外掲示板に本件プロポーザルの開始に関する公告文書を掲示するとともに、宇都宮市上下水道局公式ホームページの事業者向け情報に本件プロポーザルの実施要領及び参加申請関係書類を掲載し、提案を公募する。

宇都宮市上下水道局公式ホームページ

https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/josuido/index.html

(5) 契約期間

• 業務契約期間

令和5年8月下旬(見込み)から令和6年3月8日までとする。

(6) 企画提案上限額

19,028,900円 (消費税及び地方消費税を含む。)

- ※ この金額は、予定価格ではなく提案内容の規模を示すものである。
- ※ 消費税は、10%で算出すること。
- ※ この金額を超えて見積書が提出された場合は『失格』とし、提案内容の評価は行わない。

(7) プロポーザルに係るスケジュール

日程は、状況により変更する場合があります。

内 容	日 時
公募の開始	令和5年5月26日(金)
参加申請関係書類の提出期限	令和5年6月7日(水)午後5時15分必着
参加資格の確認	令和5年6月14日(水)
質問書の受付期限	令和5年6月21日(水)午後5時15分必着
質問書に対する回答	令和5年7月 7日(金)
提案関係書類の提出期限	令和5年7月14日(金)午後5時15分必着
提案に係るプレゼンテーション	令和5年7月18日(火)から7月21日(金)ま での期間における宇都宮市上下水道局が指定する 日時
審査結果の通知	令和5年8月9日(水)以降

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宇都宮市の令和3年度から6年度入札参加有資格者名簿(物品製造・販売・委託業務・その他)の「調査・分析等業務」に登録されている者又は令和5年6月14日までに本市の登録手続きが開始されていることが確認できる者であること。
- (3) 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止若しくは入札参加保留の 措置が行われている者又はこれらの措置要件のいずれかに該当する事実があると認められる者ではないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (5) これまで国内水道事業体において、水道管路データ及び過去の漏水・修繕データの 提供を受け、受注者が収集構築した劣化要因となる環境ビッグデータと AI (機械学 習)を用いて破損確率を算出し、管路の劣化状態を予測・診断等の実績を有すること。 なお、国内水道事業体との試行導入や共同研究、実証実験も含む。
- (6) 本業務の監督員及び業務主任担当者に相当する者がプレゼンテーションに参加できること。
- (7) 秘密保持誓約書を提出できる者であること。

4 提出書類

(1) 参加申請関係書類

本件プロポーザルへ参加する者は、次の書類を提出する。

No.	書類名	様式	部数	提出期限・方法
1	プロポーザル参加申請書	様式1	各1部	令和5年6月7日(水) 午後5時15分必着 持参又は郵送(書留のみ)
2	秘密保持誓約書	様式2		
3	会社概要書	様式3		
4	業務受託実績書	様式4		

(2) 質問書

本件プロポーザルについて質問がある者は、次の書類を提出する。

本件プロポーザルに関する質問は,企画提案書に係る質問に限るものとし,評価基準の 配点等,審査に係る質問は一切受け付けない。

No.	書類名	様式	部数	提出期限・方法
1	質問書	様式5	1 部	令和5年6月21日(水) 午後5時15分必着 電子メール ^{※1}

※1 電子メール以外の方法は認めない。

(3) 提案関係書類

本件プロポーザルへの参加を希望する者のうち、上記「参加申請関係書類」を提出し、 参加資格の要件を満たしている者は、次の書類を提出する。

なお、提案関係書類は、本要領「6 提出書類作成要領」に従い作成すること。

No.	書類名	様式	部数	提出期限・方法
1	企画提案書	任意		
2	会社概要書	様式3	10部(うち1	
3	業務実施方針書	様式6	部は未製本)	令和5年7月14日(金)
4	業務実施体制書	様式7	電子データ**2	午後5時15分必着
5	業務主任担当者調書	様式8	各1部	持参又は郵送(書留のみ)
6	スケジュール	任意		
7	価格見積書	任意	1 部	

※ 2 Microsoft Office Word, PowerPoint 形式または PDF 形式で作成した電子データを CD-R 又は DVD-R に格納し提出すること。

(4) 提出方法

ア 提出場所

栃木県宇都宮市山本1丁目37番27号

宇都宮市上下水道局 水道管理課 配水管理センター

E-mail: u76002502@city.utsunomiya.tochigi.jp

イ 提出方法

上記提出場所に、本要領「6 提出書類作成要領」に記載した方法で提出することとし、その他の方法による提出は無効とする。

なお、持参する場合は、宇都宮市上下水道局の閉庁日を除く、各日午前8時30分から午後5時15分までとする。

また,要求した内容以外の書類等については受理しない場合があるほか,提出書類の 内容に不明な点等がある場合には,必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(5) 疑義の照会

提出された書類について、後日、宇都宮市上下水道局から疑義照会等を行うことがある。

(6) 提案のための費用負担

提案にかかる費用は、全て提案者の負担とする。

(7) 提案書の提出辞退

参加申請関係書類の提出後に提案の辞退を希望する場合は、令和5年6月14日(水)までに「様式9 プロポーザル辞退届」を書面で提出すること。

なお, 辞退は自由であり, 当該辞退による今後の不利益は生じない。

(8) その他

ア 提案関係書類の取扱い

・ 提案関係書類の提出後から契約候補者の選定までの間は、提案関係書類に記載され た内容の追加及び変更について一切認めない。

ただし、宇都宮市上下水道局が提案関係書類の差し替え、変更又は取り消しを認め た場合にはこの限りではない。

- ・ 提出された提案関係書類は一切返却しない。
- 提出された提案関係書類は複製する場合がある。

イ 提案関係書類の公開等

提出された提案書等は、宇都宮市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、 正当な事業活動における自由を保障する観点から非公開とすべき部分を除き、公開され る場合がある。

ウ 提案関係書類の表現方法

提案関係書類は、専門的知識を有しない者であっても理解し易いものとすること。

5 質問への回答

(1) 質問書への回答方法

参加資格の条件を満たしている全ての参加者(参加申請書に記載された連絡先)に対して電子メールにより回答する。

(2) 回答日

令和5年7月7日(金)を予定している。

6 提出書類作成要領

(1) 提案関係書類作成要領

提案関係書類は、以下に示す構成に従い作成すること。

- ・ 表紙, 目次, 本編で構成すること。
- ・ 原則として, A4判で作成すること。(縦型又は横型いずれかで統一の上, 縦型にあっては左綴じ, 横型にあっては上綴じとする。)
- ・ 図・表等は、A3判(折込み)も可とする。

ア表紙

表紙に「宇都宮市水道管路劣化予測診断業務企画提案書」と題名を記載し、提出日、 提案者名を記載すること。

イ 目次

目次を作成の上、参照先の頁番号を記載すること。

ウ本編

本編は、以下の記載項目一覧の順序、内容に従い作成することとし、全ての項目について漏れなく記載すること。

<記載項目一覧>

- 1. 企画提案書(任意)
- 2. 会社概要書(様式第3号)
- 3. 業務実施方針書(様式第6号)
- 4. 業務実施体制書(様式第7号)
- 5. 業務主任担当者調書(様式第8号)

※業務担当者調書には保有資格の証明書類(コピー可)を添付してください。

6. スケジュール(任意)

(2) 価格見積書作成要領

ア 作成方法

企画提案者は,以下の点に留意し,見積書を作成すること。

見積書は法人の所在地、名称及び代表者名を記載してください。また、内訳書を添付してください。なお、内訳書は事業内容の作業区分ごとに、数量(人工積算可能なものは人工数)、単価、金額を記載してください。内訳書は、仕様書等に記載されたすべての業務の見積額を記載してください。

7 提案内容の評価項目

提案内容については、以下の(1)から(10)を含む総合的な評価を行う。

(1) 業務体制及びその信頼性

提供データ使用におけるセキュリティ管理 技術者等の人員体制

(2) 業務状況、経営の状況

現在の業務状況,経営が安定しているか

(3) 類似業務の実績

国内水道事業体における同種業務の実績及び類似業務経験のある技術者の配置等 ※平成29年度以降の業務に限る

※再委託として主たる業務を請け負ったものも含む

※国内水道事業体との試行導入や共同研究、実証実験も含む

(4) 提案の具体性,確実な業務遂行

業務主任担当者の経験実績,類似業務における実績の活用や業務スケジュールの確実性, 効果的・効率的な業務遂行の実施方法等

(5) 仕様書要件の充足度

仕様書要件の充足度及び要件を満たした上で,より良い提案ができるか等 環境ビックデータの構成,予測診断,結果検証等の手法

(6) 理解度・取組意欲・問題解決力

業務の目的及び業務内容の理解度 理論的であり、業務に対する取組意欲があるか

(7) 伝達力・表現力・論理性

提案書とプレゼンテーション・質疑応答の整合性等全般を評価

(8) 自由提案

本市に有利な提案があるか

(9) 本業務の見積価格及びその妥当性

(10) 地域経済貢献度

市内業者からの提案,若しくは市外業者が一部業務を市内業者に再委託する場合は加点する

8 審査方法及び審査結果

提案関係書類の審査と併せて、提案内容に係るプレゼンテーションを実施し、提案者 への質疑等を行った上で最優秀提案者を選定する。

(1) 提案のプレゼンテーション

ア 日時

令和5年7月18日(火)から令和5年7月21日(金)までの期間で宇都宮市上下 水道局が指定する日時(別途連絡)

イ 場所

宇都宮市上下水道局が指定する場所(別途連絡)

ウ 説明時間等

説明40分、その後、質疑応答は、質問された内容についてのみ簡潔に回答する。

工 説明資料等

Microsoft Office Word 又は PowerPoint に対応できる形式で作成された提案書の電子データをスクリーンに投影してプレゼンテーションを行うことから、提案者は、提案書の電子データを格納したプレゼンテーションに使用するパソコンとプロジェクターを用意すること。なお、スクリーンは宇都宮市上下水道局が用意する。

オ その他

新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインまたは録画した映像による審査を 実施する場合がある。

なお、プレゼンテーション審査の実施方法については別途通知する。

(2) 提案者の失格事項

提案者が次のいずれかに該当することとなった場合は、参加資格を失うものとする。

- 提案関係書類に虚偽の記載をした者
- 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ・ 提案プレゼンテーションに参加しない者
- 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった者
- ・ その他「実施要領」の諸要件に違反した者

(3) 審査結果の発表

- 審査結果は、提案者に対して令和5年8月9日(水)以降に書面により通知する。
- ・ 選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。
- ・ 説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(宇都宮市上下水 道局の閉庁日を含まない。)の各日午前8時30分から午後5時15分までに審査結果 の通知を持参の上、書面により申請するものとする。

なお回答は、後日、文書により行うものとする。

・ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

9 契約

- ・ 審査結果を上下水道局指名選考委員会において契約候補者を決定し、随意契約により 契約を締結する予定である。
- ・ 契約手続き及び契約書は、宇都宮市上下水道局契約事務取扱規程の定めるところによる。
- ・ 宇都宮市上下水道局は、契約締結後においても、契約者に本提案における失格事項又 は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

10 その他

- ・ この要領は、令和5年5月8日(月)から適用し、契約を締結した日の翌日にその効力を失う。
- ・ プロポーザルに関して必要な費用は、参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- ・ 企画提案書等に記載した担当者を変更する場合には、速やかに所管課に届け出ること。 その際、資格がある場合は資格を証する書類(資格証等の写し等)を添付すること。
- ・ 企画提案書等の変更,差替え又は再提出は認めない。ただし,市が認めた場合はこの 限りではない。
- ・ 別紙「仕様書」に記載のない事項であっても、参加者の判断により本業務に必要である場合は、自由提案してもよい。
- ・ 参加者は、当該プロポーザルで知り得た情報等について他に漏らしてはならないもの とする。その職を退いた後も同様とする。